

20 内閣府 構造特区第26次 再検討要請回答

管理コード	200010	プロジェクト名	公立幼保連携型認定こども園における外部 搬入容認事業	
要望事項 (事項名)	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1005010	
提案主体名	安城市			

制度の所管・関係府省庁	内閣府 文部科学省 厚生労働省(雇児)
該当法令等	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2
制度の現状	3才未満児の給食の外部搬入については、特区の認定を受けた公立の保育所のみ行うことが可能である。

求める措置の具体的内容	<p>幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満三歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。</p> <p>「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を保育所だけでなく、幼保連携型認定こども園への対応を要望するもの。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。</p> <p>子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。</p> <p>そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	A	措置の内容	Ⅲ
<p>「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 27 年1月 30 日閣議決定)において、公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置することとされている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	A	「措置の内容」の見直し	Ⅲ

20 内閣府 構造特区第26次 再検討要請回答

管理コード	200020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	保育所型認定こども園に規定され ている認定の有効期間の廃止	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1030080
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	内閣府 文部科学省 厚生労働省(雇児)
該当法令等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律第5条
制度の現状	保育所型認定こども園の認定については、5年を超えない範囲内においてその有効期間を定 めることとしている。

求める措置の具体的内容	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①保育所を保育所型認定こども園として認定するに当たり有期認定とする理由は、地域にお ける保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくな ることを防止するためとのことであるが、新たな幼保連携型認定こども園についても、保育所 と同様の役割を持っているが、有期認定ではない。</p> <p>②来年度から実施予定の子ども・子育て支援制度では、市町村では保育等のニーズ調査を 行い、5年間の需給計画を策定し、県においてもそれを踏まえ5年間の計画を策定することと されていることから、あえて認定に有効期間を設定し、5年ごとに都道府県が需給状況に鑑み て判断する必要性は無いと考えられる。</p> <p>以上のことから、保育所型の有期認定は廃止すべきである。</p> <p>提案理由：</p> <p>①有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営 が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障があ る。</p> <p>②保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止 し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図ることができる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	B-2	措置の内容	I
<p>「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 27 年1月 30 日閣議決定)において、保育所型認定こども園を認定する際に定めることとされている有効期間については廃止することとされている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	B-2	「措置の内容」の見直し	I